

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公表番号】特表2016-538668(P2016-538668A)

【公表日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-067

【出願番号】特願2016-546751(P2016-546751)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0485 (2013.01)

G 06 F 3/0488 (2013.01)

【F I】

G 06 F 3/0485

G 06 F 3/0488

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つまたは複数の選択可能領域および1つまたは複数の選択不可能領域を有するスクロール可能領域を備えるユーザインターフェースを提示することであって、前記1つまたは複数の選択可能領域のうち第1の選択可能領域が、前記1つまたは複数の選択不可能領域のうちの第1の選択不可能領域に隣接して位置することと、

前記第1の選択可能領域内でユーザ入力を検出することと、

前記スクロール可能領域の第1の端が、前記第1の選択可能領域の可視部分と相互に面しているかどうかを決定することと、

前記スクロール可能領域の前記第1の端が、前記第1の選択可能領域の前記可視部分と相互に面しているという第1の決定に少なくとも部分的に基づいて、前記スクロール可能領域の前記第1の端にトリガーラインを確立することと、

前記スクロール可能領域の前記第1の端が、前記第1の選択可能領域の前記可視部分と相互に面していないという第2の決定に少なくとも部分的に基づいて、前記第1の選択可能領域の第2の端付近にトリガーラインを確立することであって、前記第2の端が、前記1つまたは複数の選択不可能領域のうちの1つの選択不可能領域に直接、隣接していることと、

前記トリガーラインと交差する前記ユーザ入力の移動を検出することと、

前記ユーザ入力の移動に少なくとも部分的に基づいて、前記スクロール可能領域をスクロールすることと、

前記1つまたは複数の選択可能領域のうち第2の選択可能領域と相互に面している前記スクロール可能領域の第3の端にトリガーラインを再確立することと、

を含む、コンピュータ実装方法。

【請求項2】

前記ユーザ入力が、前記スクロール可能領域内にあること、および、前記1つまたは複数の選択可能領域のうちの前記第2の選択可能領域の閾値量が、前記スクロール可能領域内にスクロールしたこと、を決定することと、

前記ユーザ入力が前記スクロール可能領域内にあり、かつ、前記1つまたは複数の選択

可能領域のうちの前記第2の選択可能領域の閾値量が前記スクロール可能領域内にスクロールしたという決定に少なくとも部分的に基づいて、前記スクロール可能領域をスクロールすることを中止することと、

をさらに含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項3】

前記第1の選択可能領域の前記第2の端付近に前記トリガーラインを確立することは、前記トリガーラインが、前記第1の選択可能領域の前記第2の端と一致するように、前記トリガーラインを確立することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項4】

前記第1の選択可能領域の前記第2の端付近に前記トリガーラインを確立することは、前記トリガーラインが、前記第1の選択可能領域の前記第2の端に最も近い前記第1の選択可能領域の一部分の範囲内にあるように、前記トリガーラインを確立することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項5】

前記第1の選択可能領域の前記第2の端付近に前記トリガーラインを確立することは、前記トリガーラインが、前記第1の選択可能領域の前記第2の端に最も近い前記選択不可能領域の一部分の範囲内にあるように、前記トリガーラインを確立することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項6】

前記スクロール可能領域をスクロールすることは、前記ユーザ入力が前記スクロール可能領域の外側にある第2の時点よりも、前記ユーザ入力が前記スクロール可能領域内にある第1の時点の方がゆっくりである可変速度で、前記スクロール可能領域をスクロールすることを含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項7】

第1の選択可能領域内で前記ユーザ入力を検出することは、前記ユーザ入力を前記第1の選択可能領域内の最初の選択点で検出することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

#### 【請求項8】

前記ユーザ入力の最後の選択点を決定することをさらに含む、請求項7に記載の方法。

#### 【請求項9】

前記最初の選択点と前記最後の選択点との間で、かつ前記最初の選択点および前記最後の選択点を含んだコンテンツを選択することをさらに含む、請求項8に記載の方法。

#### 【請求項10】

コンピュータ実行可能命令を記憶したコンピュータ可読記憶媒体であって、

前記コンピュータ実行可能命令は、コンピュータによって実行されると、前記コンピュータに、

ユーザインターフェースをディスプレイ上に提示することであって、前記ユーザインターフェースが、1つまたは複数の選択可能領域および1つまたは複数の選択不可能領域を有するスクロール可能領域を備え、前記1つまたは複数の選択可能領域のうち第1の選択可能領域が、前記1つまたは複数の選択不可能領域のうちの第1の選択不可能領域に隣接して位置することと、

前記第1の選択可能領域内でユーザ入力を検出することと、

前記スクロール可能領域の第1の端が、前記第1の選択可能領域の可視部分と相互に面しているかどうかを決定することと、

前記スクロール可能領域の前記第1の端が、前記第1の選択可能領域の前記可視部分と相互に面しているという第1の決定に少なくとも部分的に基づいて、前記スクロール可能領域の前記第1の端にトリガーラインを確立することと、

前記スクロール可能領域の前記第1の端が、前記第1の選択可能領域の前記可視部分と相互に面していないという第2の決定に少なくとも部分的に基づいて、前記第1の選択可能領域の第2の端付近にトリガーラインを確立することであって、前記第2の端が、前記1つまたは複数の選択不可能領域のうちの1つの選択不可能領域に直接、隣接していること

と、

前記第1の選択可能領域内の最初の選択点から前記トリガーラインまでの前記ユーザ入力の移動を検出することと、

前記トリガーラインまでの前記ユーザ入力の移動に少なくとも部分的に基づいて、前記スクロール可能領域内に提示されるコンテンツをスクロールすることと、  
を行わせる、コンピュータ記憶媒体。

【請求項11】

前記コンピュータによって実行されると、前記コンピュータに、

前記1つまたは複数の選択可能領域のうちの第2の選択可能領域の閾値量が、前記スクロール可能領域内にスクロールしたとき、前記コンテンツをスクロールすることを中止させる、コンピュータ実行可能命令をさらに記憶した、請求項10に記載のコンピュータ記憶媒体。

【請求項12】

前記コンピュータによって実行されると、前記コンピュータに、

前記第2の選択可能領域と相互に面している前記スクロール可能領域の第3の端に前記トリガーラインを再確立させる、コンピュータ実行可能命令をさらに記憶した、請求項11に記載のコンピュータ記憶媒体。

【請求項13】

前記第1の選択可能領域の前記第2の端付近に前記トリガーラインを確立することは、前記トリガーラインが、前記第1の選択可能領域の前記第2の端と一致するように、前記トリガーラインを確立することをさらに含む、請求項10に記載のコンピュータ記憶媒体。

【請求項14】

前記第1の選択可能領域の前記第2の端付近に前記トリガーラインを確立することは、前記トリガーラインが、前記第1の選択可能領域の前記第2の端に最も近い前記第1の選択可能領域の一部分の範囲内にあるように、前記トリガーラインを確立することをさらに含む、請求項10に記載のコンピュータ記憶媒体。

【請求項15】

前記第1の選択可能領域の前記第2の端付近に前記トリガーラインを確立することは、前記トリガーラインが、前記第1の選択可能領域の前記第2の端に最も近い前記1つまたは複数の選択不可能領域のうちの前記選択不可能領域の一部分の範囲内にあるように、前記トリガーラインを確立することをさらに含む、請求項10に記載のコンピュータ記憶媒体。